

令和4年3月10日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2115) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 岩本(内3645、直通Tel073-441-3640)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和4年2月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	5
職員等	1
計	8

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	7
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	8

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある警察職員に高圧的な態度をとられた。	所管外のため不受理とした。
② ある小学校で、父兄の迎えの車が狭い道に不法に駐車して近隣の迷惑となっている。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。
③ ある所属において、所属長の部下の職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為が常態化している。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。
④ ある店舗において、まん延防止等重点措置に基づく要請を守っていない等の行為がなされている。	担当課に調査を指示したところ、通報の事実は確認できなかった。
⑤ ある振興局において、屋内で喫煙を行っている。	振興局に調査を指示したところ、指定する喫煙場所以外での喫煙が確認されたため、該当者への注意を行うとともに、局内での啓発を行うとの回答を得た。
⑥ ある小学校で、特定の保護者からの不当な要求により学校運営が適切に行われていない。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。
⑦ 昨年度、ある県立学校の部活動において、指導者の体罰が原因で部員が退部した。また、同職員が同僚職員と不倫関係にある。	所管外のため不受理とし、教育委員会に回付した。
⑧ ある振興局において、職員が不在となったことから、不適切な業務執行や職員の業務負担増となっている。	振興局に調査を指示したところ、一部通報の事実が確認されたため、適正な業務執行及び職員への目配りを行うように注意した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

2 ⑤⑧

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

6 ①②③④⑥⑦

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

1

(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1	④
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2	⑤⑧
(3) 調査を継続中としたもの		
(4) 不受理としたもの	5	①②③⑥⑦

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(1月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

通報内容	処理状況
R3.12月⑦ ある所属の上司は、職員への安全配慮義務を怠る等の行為を行っている。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	4
職員等	
計	4

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	4

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある小学校で、父兄の迎えの車が狭い道に不法に駐車して近隣の迷惑となっている。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し調査対応させた。
② ある所属において、所属長の部下の職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為が常態化している。	調査中
③ ある小学校で、特定の保護者からの不当な要求により学校運営が適切に行われていない。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し調査対応させた。
④ 昨年度、ある県立学校の部活動において、指導者の体罰が原因で部員が退部した。また、同職員が同僚職員と不倫関係にある。	当該校に確認したところ、通報の事実は認められなかった。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	②④
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	2	①③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1	④
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの		
(3) 調査を継続中としたもの	1	②
(4) 不受理としたもの	2	①③

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(1月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

通報内容	処理状況
R4.1月④ ある所属で、特定の業者の利益を守る入札が行われている。	調査の結果、入札は適正に実施されており、不適切な事実は確認できなかった。